

佐賀市住宅マスタープラン(案)に関するご意見と市の考え方

No. 1

ご意見	市の考え方
<p>・佐賀市に引っ越しして、10数年になります。よく市内を車で移動しますが、昔に比べて空き家が多くなったように感じています。まだまだ立派な住宅がそのままになっているのは勿体ないと思います。必要な方が住めるようにしてほしいと思います。</p>	<p>・本市の人口は、令和2年度に約233,000人となりましたが、その後は減少していく見込みです。世帯数についても、令和12年度に約103,000世帯でピークを迎え、その後は減少すると予測されています。</p> <p>一方で、人口や世帯数が減少する中でも、住宅の数は増え続けています。こうした状況から、佐賀市においても空き家が増加していることが想定されます。</p> <p>ご指摘のとおり、空き家の活用は今後ますます重要な課題になると考えています。そのため、リフォームやリノベーションに関する情報発信をさらに充実させるとともに、空き家を必要とする方が利用しやすくなるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。</p>

(次頁あり)

佐賀市住宅マスタープラン(案)に関するご意見と市の考え方

No. 2

ご意見	市の考え方
<p>・佐賀市には高齢者から子育て世代まで、様々な方が暮らしています。様々な理由で居住先を追われ、住まいに困っている方もいるのではないのでしょうか。市内では空き家を多く見かけ、中には外観上まだ使えそうなものも含まれています。これらを住まいに困っている方々のために活かせるのではないかと考えております。</p> <p>佐賀市にもそういった、住宅に困窮している方と空き家をマッチングさせるような仕組みを整備してほしいと考えております。生活に困っている方々への住まいの提供と入居後の生活支援を強化していただきたいです。</p>	<p>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が令和6年に改正され、住宅の確保に特に配慮が必要な方々が、賃貸住宅へ円滑に入居できるよう環境を整えていくことが国の方針として示されました。</p> <p>その中でも、地域における居住支援の体制を強化することが重要とされており、行政や関係団体が連携して取り組む「居住支援協議会」の設立が有効な手段として位置づけられています。</p> <p>本市では、すでに参加している「佐賀県居住支援協議会」での活動を通じて、情報提供や支援を継続して行っています。さらに、地域の状況や支援が必要な世帯の実情に応じた対応ができるよう、市の住宅部局・福祉部局、居住支援に取り組むNPO法人、民間企業・団体などとの連携を一層強化し、体制の整備を進めてまいります。</p> <p>これらの取り組みにより、行政と民間が協力して住宅セーフティネットを構築し、必要な支援を必要とする世帯へ確実に届けられるよう努めてまいります。</p>